

藤沢市小児医療費助成条例の一部改正について
藤沢市小児医療費助成条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

藤沢市小児医療費助成条例（平成7年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第3項第1号中「又は母」の次に「。この場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者」を加え、同項を同条第2項とする。

第3条第3項及び第4項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市小児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、中学生の医療費助成に設けている所得制限を撤廃するため、所要の改正をする必要による。